

標 目 試 稿

On the Concept of "Heading"

中 村 初 雄

Hatsuo Nakamura

Résumé

When Japan Library Association made a general survey in 1972, a college library with holdings of over 200,000 volumes reported to have neither official nor public card catalog. It was, of course, an exceptional case, only one out of 67 responded college libraries of the same size. Twenty seven out of 332 public libraries with holdings of 10,000 to 39,999 volumes reported also to have no catalog.

This writer examined further what will be the place or role of catalogs in Japanese libraries, and found that the real problem is the existence of too much varied card catalogs (files). Sixty four out of 67 college libraries with over 200,000 volumes keep three or more kinds of catalogs (often each kind is filed in two ways according to the difference in languages).

Even the public libraries with holdings of 40,000 to 99,999 volumes keep mainly (105 out of 138 public libraries) three or more catalogs.

It is somewhat doubtful whether public catalogs are really meant for the benefit of the users, as Charles A. Cutter once prescribed in his rules. If we are aiming at the bibliographically complete one for a library catalog, it is decisively better, in the long run, to buy or copy National Diet Library's or other printed cards. When catalog is used, however, mainly as a tool for locating items in libraries, the local conditions and circumstances must be accounted for, especially in the choice of added entries.

It is needless to say that a design of a retrieval tool (in this case public catalog) without having the knowledge of users' needs is unrealistic. But very often in Japan, the way of compilation and maintenance of card catalogs (for locating the desirable items) are so formal that it is too troublesome for users to cope with them and gradually they come to lose the belief in catalog. Such cases happen partly due to the insufficient manpower to meet the outside needs, but also partly because of the overestimation of mechanization. Not a few libraries are making

中村初雄：慶應義塾大学文学部図書館・情報学科教授

Hatsuo, Nakamura, Professor, School of Library and Information Science, Keio University

added entries instead of reference cards, because of easily available printed unit cards.

Retrospecting the concept of cataloging since the time of such librarians as Panizzi, Jewett and Cutter, the writer tries to introduce human dreams, namely setting up of Universal Brain or Universal Bibliographic Control, cherished by many pioneers and were thrown aside several times, but always came back. Implementation of such project as mentioned above, is unthinkable without series of Electronic Systems, National and International Registration Systems. Sufficiently staffed computerized center such as OCLC (Ohio College Library Center) will be much help for individual member libraries, but individual libraries cannot dispense with the provision of their own catalogs, unless the communities themselves are completely standardized to which libraries serve. The choice of entry words accessible to search (i. e. headings) should be done with the consideration of local conditions (library's policy and also manpower, etc).

The writer compares the practicability of New Draft of Cataloging Rules, proposed by the Japan Institution for Library Science, with the Nippon Cataloging Rules (Japan Library Association, 1965). New Draft is on so-called Description (and Statement) Unit-Card principle. Headings are afterwards added as needed. The choice of headings is rather mechanical (i. e. very easy even for a beginner) but tends to have more entries per title than when worked by current Nippon Cataloging Rules. Based on brief experimental observation, the writer suggests a few revision to the New Draft.

はじめに

序論 近代の目録観

問題提起——本稿の範囲

I. 全世界目録の構想

B. C. Vickery の “書誌的要素”

H. D. Avram 女史のデータ要素列挙

要素を分類し、定義しておくことの必要

IFLA の活動, 国際書誌調整

(ICCP, ISBD から UBC)

II. 日本における標目の考え方について

図書館目録規則 (案) について

日本目録規則 1965 年版との比較

目録の費用と利用され方

(McQuarrie 報告と Maltby 報告)

実験 I 古典を求める場合

実験 II 新刊書を求める場合

日本の図書館における目録の役割

結びにかえて

はじめに

最近私はある機縁で、OCLC (Ohio College Library Center) の Frederick G. Kilgour 氏と京都の国際会議場から比叡山にドライブすることになった。同卓されたのは、京都産業大学荒木雄豪図書館長、京都大学附属図書館岩猿敏生氏。話はどうしても、図書館のオートメーションのことが出てしまう。

しかし私はこの間に非常に貴重な発見、という少しオーバーかもしれないが、参考になることをみつけた。アメリカでは、“図書館オートメーションの父”とも呼ばれている、キルガー氏がその専門職経験をハーバート大学図書館ではじめられた、ということと、OCLC の事業というものが、実に徹底した実用性で貫かれているということであった。Allen Kent が“失った自動車のキーを、街灯の下で探す男の物語”と皮肉を飛ばしたことがあるが、キルガー氏は道具にふりまわされて、根本を忘れるといった心配のない、システム設計者兼管理者であることを知った。数日を経て、東京プリンスで行なわれた日米コンピュータ会議の第4部会が、“図書館のオートメーション”と題して開かれた際、平素電算機などにあまり関心を示さない私が無理して出席したのは、そのことがあったからである。

キルガー氏と私とでは、標目についての考え方、特に日本語の著者の表示などに関しては大きな意見の相違があるようである。意見の相違というよりは、むしろ、実状認識の程度の問題かもしれない。私がかって、ランガナタン博士記念論文集に寄稿した文章を、J. R. Blanchard 氏はよく理解されたようであるが、私の問題提起に対して、解決は与えられなかった。恐らく“日本語が関係してくることに、日本人が考えて解決すべきである。”と考えておられたものと思う。キルガー氏はしかし、“書かれた形そのもので Identify してゆくより解決仕様はないであろう”と頗る卒直な意見を述べられた。

これは大変な問題である。漢字、仮名、ローマ字混用の日本語の場合、これがどんなことを、考察してゆくことは私共の問題である。しかし10年前に私は“それは日本語の辞書、事典編さん者のやり方に従う”という安易な道を選んだ。現在もこの点では私の立場はあまり変わっていない。しかし、日本語では、日本人は“標目”というものをどう考えているのかについては、私共図書館人が調べてゆき、それをふまえての、目録設計を進めてゆくべきである、ということ、私は霧につつまれた比

叡山のドライブ中に、思いついたのである。いや、キルガー氏に教えられた、というべきかもしれない。

序 論

近代の目録観

パニッチー規則と Charles C. Jewett

大英博物館刊本目録第一巻(1841)所載の A. パニッチーの所謂“91条規則”(1839年承認)の第一条も、ジュウエットの目録規則(1853)の第一条も、“Titles”なる語ではじまっている。前者にあつては、その意味は、“図書(資料)は”とでも訳すべきであつて、後者では“書名は”とでも訳す。提喻法の一つとみられる。

パニッチーの規則は、2~17条まで、標目としての著者名の形のとり方を論じ、18条以後で記述上の規則を与えている。32~37条では、著者名が頭文字だけである場合、完全に匿名ではあるが伝記の場合、その他団体標目などに触れた上で、38条で、書名〔の一部分〕記入を、次の如くに規定している。

38. 無著者名著作のものであつて、前条までのどれにもあてはまらない場合には書名に出てくる最初の名詞(名詞がない場合には最初の語)を標目として選ぶ。名詞であるが、それに続く名詞と組合せて形容詞的に用いられているような場合、その組合せたものを標目とする。形容詞を先行させた名詞の場合も同じである。同一標目のもとの各記入は、次の語のABC順で排列してゆく。

パニッチーの規則では、その他に79~82条、88~90条に、今日で言えば特殊な標目、(形式標目、類標目)とも言うべき、Bible; Academies; Periodical publications; Ephemerides; Dictionaries; Liturgies のもとにまとめる規定をしている。

ジュウエットの場合は、1~12条は今日でいえば記述に関する部分“記述独立方式”の「図書館目録規則(案)」でいえば第三章に相当するものである。たとえば“書名(標題)には著者・編者・翻訳者・注釈者・統編執筆者その他の姓名まで含ませ、標題紙に記載してあるがままの形で、完全かつ精確に転記してゆく。”といった具合に規定している。本稿の目的は標目の設定の方に重点をおくので、13~29条標目の部分を紹介しておこう。

13. 前条までの規則に従つて書名(標題)の転記がすむと、その上に標目を書き入れる。

この標目なるものは、その図書(資料)のABC順目録における位置を決定するもので、普通は著者の名を

標 目 試 稿

その国の慣習に従った形で表わしたものである。それは英語のアルファベットで表現される場合のことで、英語のアルファベットでは正確に表現出来ない場合には、適切な英語の参考図書なりにある形を採用する。

姓は全部大文字で綴り、その後にくる名は、可能な限り完全な綴りを小型の大文字で表わし括弧に入れておく。

17. 著者が、その姓名を変えるなり、追加した場合には、そしてその新しい形で出版物がある時には、その新しい姓名の形で記録を作る。そして従来までの、他の形の姓名からは参照を出しておく。国語が異なることにより、姓名の形が異なる場合には、その著者の国語のものとの形で統一する。

但しその著者が彼の出版物の中で一度も自国語形の名を用いていない場合には、その著作（出版物）の中で用いている形の名のもとに記録を作る。〔必要に応じて他の形から参照〕。

28. 筆名による著作は、その筆名を標目とし、そのあとに *pseud.* と書き、そのあとに更に推定された著者名があれば書いてもよい。更にその推定が疑わしいときには *probably* をつけたりする。

但しその著者が、他の版でなり、または続編なり補遺で本名を公表したとなると、その著作はもはや“筆名による著作”とは見做されなくて、本名を標目とする。その場合、筆名からは参照を出しておく。

29. 無著者名著作の場合には、書名の初語（但し冠詞とか前置詞以外の）を標目とする。そして書名中に、ABC順目録の中で探索する場合の鍵語になるような語があれば、それらのどの語からも参照を出しておく。

但しその著者が、他の版でなり、または続編なり補遺で本名を公表したとなると、その著作はもはや無著者名著作とは見做されない。

ジュウェットも勿論、パニッチーにならって、特殊な標目で、ある種の文献をまとめておいたりする方法も採っている。また団体著者の概念も採用している。これについては、K. O. Murra 女史の言葉を引用しておこう。

・・彼がアメリカに持ち込んだ目録規則は、A. パニッチーの大英博物館目録規則を改作したもので、その精神は本質的にはヨーロッパ的のものであつた。ヨーロッパにおいては表現の媒体は主として図書であ

り、今後も当分の間は定期刊行物よりも図書の方が主役を続けることであろう。目録係は、ヨーロッパ、アメリカその他どの国であろうが、図書中心に教育されてきたのである。・・・新聞・雑誌類が主要資料を占めるアメリカ合衆国において、このことがパラドックスの状況をひきおこしたことは当然である。H. W. ウィルソン社と、そこから発行され“奉仕値段”〔利用量に応じての値段決定、即ち小図書館では割安で購入可能〕で提供された雑誌記事索引だとか、専門図書館がそれぞれの分野における専門グループの人達の為の索引を提供しなかったとしたなら、図書館奉仕などはささえることは出来なかったであろう。¹⁾²⁾³⁾

ここで注意を喚起しておきたいことは、規則の構成順序や用語法に差はあってもジュウェットの規則はあくまでも、パニッチーのその改作(adaptation)と見られていることである。

Charles A. Cutter の考えた目録

利用者にとっての便利さということが、常に考えられていなければならない、目録係がやりやすいといったことは、二義的のことである、と主張していた、カッターは目録の機能・目的というものをどう考えていたか。

彼はその辞書体目録規則（第4版 1904）で次のように説明している。

本〔資料〕を発見することが出来るように

- A その本〔資料〕の著者が判っている場合
- B “ 書名 “
- C “ 主題 “

図書館に次のどんな本があるかを示すため

- D 特定の著者によって書かれたもの
- E “ 主題について論じたもの
- F “ 種類の文献としてはどんなもの

一つの本を選びだすのに参考事項を与える

- G どの版を選んだらよいか（書誌的に）
- H その本の性格・特質（論題的に、文献的に）

上記の3類8通り（A～H）の目的を次の如き6つの方法で対処しようとしていたのである。

- 1 著者カード、並びに付随する参照 A, D
- 2 書名カード、並びに書名参照 B
- 3 件名カード、件名参照、体系順主題(分類)表 C, E
- 4 形式記入(カード)、言語記入(カード) F
- 5 記述中に版次、出版事項を含ませしておく

- (それらに必要な注もつけて) G
6 記述中に注を書いておく H

このうち、1～4までは、探索の際の鍵・標目となるもので、5～6は、特定の文献(資料)のカードが何組も見出だされた後に、そこに記載・記述されている明細書の中から、読みとって、選択の助けとする為のものである。

これは、「目録作業は科学ではなくて、技術である」と主張していた、カッターらしい列挙である。

実際家であるカッターは、類(class)というものを主題による類、形式による類と区分はしているが、その分類作業の説明は、主題による類についてのみ行い、他の類(文学形式、実用的形式による分類)については、贅言を加えていない。彼の有名な4分の3四角の考え方が、⁴⁾ 今日もなほ有効であるかは議論の余地ありとする人もあるが、私は今日もなお実際的と評価する。個々の主題で、類とはなり得ない概念(標目)とみられる、山河の名称、人名(実在、想像上をとわず)などが相当大きな役割を示していた場合、辞書体編成を思いたち、著者標目、書名標目との統合をはかったのは当然の成り行きであった。国父ワシントンなら、その著作も、彼について書かれたものも、一箇所にあつまるようにしたことは、大英博物館図書目録でも既に実施していたことではあるが、当時のアメリカには特に適していたものであった。

カッターはその他にも件名による主題表現についていくつもの卓見を述べている⁵⁾が本稿では主題目録法を論じるのが目的ではないので触れない。

マラ女史が指摘した如く、新聞・雑誌類が主要資料を占めていた、100年前のアメリカで作られたこのカッターの目録規則には、新聞記事、雑誌論文を対象とした条項は出てこない。ここでは、新聞・雑誌を一つの文献単位とみなし、扱っている(133)。また単一の雑誌〔新聞〕からの抜粋をまとめて、単行本が出版された場合についての条項はある(134)。それは私は、実際家であるカッターが、同志 W.F. Poole などの雑誌論文索引の将来を信じていたからである、と理解している。分出(193～196)、雑則中の 241 はあくまでも単行書、合集、シリーズ物の場合の為の規則である。

カッターがその規則の冒頭に、次の如くに断わっていることは、注目に値する。

どんな目録規則にしても、そのまま、あらゆる図書館に適用することは出来ない。研究の為の図書館と読書のための図書館とはその目的も異なることだし、その両方を意図している図書館といえども、その組合せの割合は違っているからである。・・・たとえ印刷本だけを目録しておくという場合に制限して考えたとしても、一般公衆が本〔資料〕を探し出すことさえ出来ればよいという場合もあれば、それ以上にいろいろと情報を得たいということもあろう。

カッターは、辞書体編成であろうと、目録というものを、その記述の部分の精粗によって、大ざっぱに次のように三種にわけた。ボストン商業図書館での目録(1866)にみられるような、簡明目録(一図書一行)、ボストン公共図書館目録(1866)の如くに、精粗の中間をゆくもの、即ち5行以上にわたる記入はメッタにない目録と、議会図書館がはじめようとした書誌的(完全)目録がその例であることを示している。

カッターは自分の目録の中の諸規則は、中間の目録をねらったものであることを明記している。但し諸種の注を応用するなり、いくつかの規則は無視することにより、簡明目録用にも使えるものであることを断わっている。

私がカッターを実際家であるとするのは、彼の規則の第4版(1904)につけた「まえがき」だけからもよくうかがわれる。

議会図書館での目録作業が立派に成功しているのを見ると、私の目録規則を更に改訂、4版として発行する必要があるか、疑はざるを得ない。しかし一方、議会図書館が総ての図書のカードを準備していて、総ての図書館がそのカードを用いるようになるまでには、まだまだ相当の期間を要するであろうと考えた。そしてその期間の長さは、新しい版を発行しても、それを使いつくしてしまうに充分であろう。それぞれの館が自館で目録をとらなければならない部分だけを考えてもそうである。それにもかかわらず、私は目録作業の黄金時代は過ぎてしまい、従来まで多くの人に無邪気な楽しみとされていた、諸論議、目録上の難問題といったものは最早や興味を惹かなくなってしまうということを確認している。過去の技術である。しかしそれだけに一般民衆のポケットの中に入れるということが大切になり、それからまた、図書館の他の部分の人々とどけるということが重要になってきたのであ

る。——おそらく、児童室になり、レファレンス・コーナーのデスクに。

カッターは、印刷カードが普及されるようになった、初期の段階に、目録作業機械化の際におこり得る問題点を予知していたといえよう。

そしてカッターはこの“まえがき”をかの有名な句“目録は技術であって、科学ではない。どんな規則といえども、経験だとか良き判断の代りになることは出来ないのである。しかし経験から生み出された結果の一部は、規則によって良く指示されていることがある。”で結んでいるのである。

自館の従来目録規則と、議会図書館目録規則が共存し得ないような場合に如何にすべきかを、カッターはこの第4版につけた、“まえがき”に実にたくみに説明しているのである。当り前のことの羅列であると、評する人もいるかもしれないが、このことを無視して図書館を混乱におとしめてしまった事例が相当あり、現在もまた、損害をこうむりつつある図書館のことを考えると、カッターの偉大さがよくわかる。

問題提起——本稿の範囲

目録の目的について、日本目録規則1965年版は、“図書館の目録は、その図書館が所蔵する図書およびその他の資料（以下これらを総括して「図書」という）について、書誌的に必要な事項を記録し、この記入を一定の順序に排列したもので、求める図書を迅速適確に検索するためのものである。”としている。

ここでは、「記入」という言葉を、標目、記載表示、注記等まで含めた「明細記録」の意味で用いている。しかし一定の順序に排列する場合は、そのうちの標目（著者、書名、件名、分類記号なり）によってであることは論を俟たない。排列の為の手段としての標目として考える場合には、団体著者の場合に明らかのように、いくつかの副標目がつくこともある。多作者者の場合に、書名と組合せて標目と考える方が便利なこともあるし、シェルフリストの編成の場合には、分類記号でなく、図書記号まで含めての所謂「請求番号」を標目と考えてもよい。

簡明目録のように、簡素な記録、（せいぜい2行にわたり、大部分の資料は1行記録）の場合には、標目、記載表示、注記等に区分して考えることはあまり意味がないかもしれないが、詳細な書誌的（完全）目録を目指している、アメリカ議会図書館で使う印刷カードの様に、5行以上の場合が非常に多い場合に、この区分は必要ともなろう。

「記入」作成（記述目録法）の目的は、対象となる資料（日本目録規則でいう広義の「図書」）を識別するに十分な記録を作ることと、他日その資料を龐大な資料群の中から取り出そうとする際に鍵となるような特徴語なり、名称、記号を考え、記録にとどめることにあると言えよう。前者即ち識別ということとは、同じものである場合には、そのことをいちやく教えてくれるものでもあるわけで、「同定」（Identification, 同一確認）とも言うことがある。これは同類・類似の資料が比較的少数にしばられてきた場合に効果、効用を持つ要素で、資料そのものに即して記録を作成してゆくべきものである。議会図書館でいう、書誌的（完全）目録を目指す場合に、特に重要となる項目である。後者、検索の際の鍵なり、手がかりとなるものを拾い出して、記録にとどめておくことは、標目（の選定、その形式の決定）、副出表示（トレーシング）である。この作業も、資料にもとずいて実施してゆくことは当然であるが、ここでは更に資料群の大きさ、主要利用者の要求をもあわせ考えて行なわなければならない。⁹⁾ 国立国会図書館なり日本図書館協会なりの印刷カードの指示が、そのまま小さな第一線図書館にも適切である、というわけではない。そして、ここでの記録は、目録編成の際の排列標目として用いられ、はじめて、その効果を発揮するものであることを、忘れてはならない。

目録技術は過去の技術か。

これは既にカッターが言った言葉としてさきに紹介した。100年前の人の書いた一句、しかもそれは含みを持たせた一句である。それなのに、敢て解説を試みようとするのは何故か。私は現在もなほ“無邪気な楽しみとしての論議、討論”が盛に行なわれ、しかもその収獲が行なわれていない、と思うからである。

目録作業なり、技術を、資料からその明細書きを作成すること、と考えると、現代ではその作業は、事務的のレベルで解決されてゆく。その資料があまり知られていない言語で書かれているものであったとしても、標題紙にある出版事項、頻繁に用いられている短かい言葉の拾い出しなどによって、何語であるかを推定して、外国の全国書誌、図書館目録を参考に「記入」を作成してゆくことも可能である。あるいはまた、その資料が入手された経路、購入要求を發した人にあたって、参考になる事項を聞きだすことも可能であろう。あるいはまた、そういった資料が量的にあまり多くなければ、特別扱いをしておいても、支障を来たさなないかもしれない。

一字々々を、判別したり、辞書で確かめたりした上で、翻字作業をしてゆくのは決して楽しいものではない。神経を使うばかりで、誰もやりたがらなくなった、という意味でも“過去の技術”かもしれない。これらの作業は、誰かが、何処かで一回だけ几帳面にやっておいて、その結果を誰にでも使わせるようにしておけば良い、という方針で発足したのが、印刷カードであり、全国での図書登録制、国際登録制である。

資料を同定してゆくために、資料の明細書を作ってゆくこと、簡単に言って「資料の記述」は中央機関なり代行機関が実施してくれさえすれば、他の機関（端末機関なり、参加機関）が、その成果を活用出来るようにしておく、というのが、根底になる思想である。そういった組織が完成して、印刷カードなり、その映像が端末機を通して得られるようになった場合、それでもなおかつ、それぞれの図書館の目録者が、原資料に直接あたった上で、明細書作りに専念するというを“生き甲斐”と感じているようなら、それは時代錯誤とも言うべきであろう。

標目を設定、他日検索の際の手がかりを作っておく作業、これは、前にも述べた如くに、局地的条件を十分に勘案して実施すべき作業である。勿論その作業も、標準化の程度が進み、利用要求調査も明らかにされた上では、機械的にコピーした検索体系である程度の成果は得られることであろうが、容易なことではない。Ohio College Library Center (OCLC) の初年度、MARC⁷⁾ テープの読みとりによってオフラインで「カード提供」を行っていた限りではあまり成果をあげなかったことは周知のことである。オンラインで連結して、映像として、該当すると思われる、議会図書館なり参加館の既成カードを示した上で、“そんな長ったらしい件名標目は不要、当館の分類はこう”と変更までさせた上で、所要の枚数を注文させるようになって、発展してきたのである。⁸⁾

局地的条件など無視してもかまわない場合、たとえば自然科学の一部の資料などには、徹底した標準化も考えられるが、一般には、蔵書量、主要言語(資料のと、利用者の)、利用者などに応じての局地的判断というものが必要である。勿論、それぞれの標準用具というものは、尊重されなければならないが、そこでの規則・基準というものは何をねらっているものなのか、よく考えて適用してゆかねばならない。Werner Heisenberg が引用したことのある荘子の句であるが、“機械、便利なものを使い慣れてしまうと、心まで機械に圧倒されてしまっ

て人間性を失ってしまう”⁹⁾ といっている。あまり微に入り細にわたる規定なり、龍大な体系表に直面すると、それが道具、手段であることを忘れてしまうことがあるのを警告してくれる。

本稿において、筆者は、記述目録の分野で扱われる諸要素のうち、特に検索の際に鍵として用いられる要素としての標目の設定、選択に関連する問題を取りあげて、それらが日本の図書館界でどう認識されているかを論じてゆく。件名標目、分類記号、図書番号関係事項は、特に関連上述べる必要がある場合には触れるが、それらについての意見は、主題目録法の問題として、他日を期したい。

I. 全世界図書目録の構想

既に述べたジュウェットが1953年に、スミソニアン協会の図書館をして、アメリカ第二の国立図書館たらしめんとした“総合目録を目指しての目録規則、ステロ版による目録作成”等を提案したときは、あきらかに、世界図書目録を夢みてのことであった。大英博物館の Richard Garnett も 1882 年には、“現在では夢物語にすぎないかもしれないが、20世紀になれば”と望みをかけていたことである。H. La Fontaine と P. Otlet が 1895年にブラッセルで国際書誌学会を発足させ、U. D. C. を編さんしたのも、主題を主軸にしての世界図書目録を目指したものであったと言えよう。

爾来何回かこの構想はクローズアップされたり、非現実的な白昼夢として忘れられたり、が繰り返されてきている。そしてそれらは、どのように具体化されてゆくのであろうか。

B. C. Vickery の“書誌的要素”。

幾度か、白昼夢に過ぎないと忘れ去られようとし、再びまた生きかえってくる、全世界図書目録(書誌)を考察してゆくための基盤として、ヴィッカーイが、1968年に発表したりスト¹⁰⁾を紹介しておこう。

この中の、A—Dには、例えばA 個人名を例にとれば、姓、名またはその頭文字、生歿年、通称、関係(役割)といった細区分がサブフィールドとなっている。その中で“関係”とは、著者、編者、さし絵画家、注釈者、作図者、解説者、委員長、編さん者、作曲家、続編執筆者、・・・索引作成者、改訂者、スポンサー、翻訳者、まえがき著者、出版者、印刷者、人名件名、筆名といったものを含んでいる。

A. 個人名

標 目 試 稿

- B. 団体名
- C. 地名
- D. 書名
- E. 関連した著作 (例: 索引, 補遺, 注釈…)
- F. 年記
- G. 版
- H. 巻部その他 (例: 2巻4号)
- J. 頁づけ
- K. 挿絵事項 (例: さし絵, 地図, 肖像…)
- L. 書誌事項
- M. 大きさ
- N. 刊行頻度 (逐次刊行物の場合)
- P. 定価
- Q. 図書の番号 (出版番号, 一国書誌番号, 特許番号)
- R. 分類記号 (例: 知識番号)
- S. あり場所を示す事項 (例: 請求番号, 所蔵館記号)
- T. 主題表示 (件名, ディスクリプタ, 目次, 抄録)
- U. 国語
- V. 文献形式 (例: 全集, 選集, 議事録, 逐次刊行物…)
- W. 物理的形式
- X. 知的内容の形式 (例: 通俗書, 教科書, 実験的研究, 理論的研究, 現状調査)

勿論これら全部が, ことごとくの資料毎に必要であると主張しているわけではない。最少公倍数的と言おうか, これだけのものが, 全部巨大な記憶容量を持つものに蓄積され, 必要に応じて, 希望する通りの排列・順序で取り出せ, 作表出来るとすれば, ほぼ現在の要求に伝えることが出来るであろう, ということである。経費とか総体の手間ということは度外視しての可能性追求とみることが出来る。

なおこの他に, アメリカ人のよくやる, 絨緞爆撃的戦略というか, しらみつぶし手法で列挙していったものに, 議会図書館の H.D. Avram 女史のリストがある。女史はその記録に用いるデータ要素を列挙するに際し, 従来から伝統的に知られている, 各要素を網羅的にあつめている。このことをあるアメリカの図書館・情報学の教授は“この発想からは新しいものは生れてこない。これはあくまでも, 印刷カードを転換して, 電算機処理を可能にしただけのものに過ぎない。”と批判したことがあるが, その批判の当否については本稿では触れない。

H.D. Avram 女史のデータ要素列挙

要素としてはまず, 標目 (副出用標目も含む), 表示,

注記と三区分した上で個々の要素を列挙している。そして更にその他に, 局地的データ要素なるものを列挙している。ということは, さきに三区分した上で列挙されている要素とは, 局地的にでなく, 一般的に関心の持たれるデータ要素という意味である。

局地的データ要素のリストは, “図書館: その名称, コード番号・・・・”にはじまる6頁にわたるものである。図書館名などは, 例えば総合目録の所蔵館名として用いられているような場合には, 局地的データ要素というよりも, むしろ一般的に関心の持たれるものではないか, と疑う人もあろう。またその館における, その資料の請求番号といっても, 複番号などは確かに局地的データ要素であろうが, 議会図書館の分類に準拠した請求番号を用いているような場合, それは矢張り一般的の関心を持たれるものではないか, と主張する人もあろう。しかし, たとえ一般的事項は標準化した作業を, そのまま流用するとしても, 局地データ要素というものがこんなにも沢山考えられるということは, 承知しておかねばならないことである。

一般的データ要素の中の標目に区分されたものの中で, 件名標目, 分類記号に関するものを除いて, 紹介すると, 次の通りである。

個人著者標目

姓

名またはその頭文字

称呼 (指定語 designation)

世系 (元首, 法王などの場合)

位階

名の前につく称号

名の後につく称号

国名 (元首の場合の統治国名)

その他

生歿年

生年

歿年

盛えた年, 活躍していた年代等

関係〔役割〕

編者

編さん者

翻訳者

挿絵画家

その他

タイプ〔種類〕

姓からの記入標目
 名からの記入標目
 聖者
 法王
 元首
 皇族または貴族
 筆名
 団体著者標目
 名称
 主団体〔親機関名〕
 組織上の区分〔子機関名〕
 異称, 記号
 称呼 (指定語 designation)
 国名, 地方名, 所在地名
 施設名
 創立年等
 その他の同定語 (identifiers)
 数
 タイプ〔種類〕
 地名
 商会名
 会議
 統一標目
 政府機関
 学協会または施設
 その他
 書名標目
 統一書名標目
 書名 (標題)
 その著作の言語
 称呼 (指定語 designation)
 シリーズ標目
 シリーズ書名
 著者—シリーズ書名
 著者
 個人著者
 団体著者
 書名
 数〔番号〕
 報告番号
 報告作成機関
 軍関係スポンサー
 協力機関

文書としての逐次番号
 機関としての報告登録番号
 文書局番号
 英国全国書誌での番号
 アメリカ議会図書館カード番号
 登録番号
 Luhn 番号
 サブシリーズ
 サブシリーズ書名
 著者・書名
 著者
 書名
 数〔番号〕
 著者—書名 標目
 著者
 個人著者
 団体著者
 書名

表示に属するデータ要素としても多くのものものが列挙されており、標目との関連がうかがわれるが、ここでは書名と著者表示関係の事項だけを紹介しておこう。

書名表示

書名
 主書名 (副出標目として出す部分)
 副書名
 書名の国語
 機秘密区分
 書名の翻訳 (目録係による)
 翻訳書名の国語名
 その他の国語での書名 (資料自体にある)
 国語名
 書名の翻字
 原文のアルファベット
 翻字されたアルファベット
 伝統的に用いられている〔統一〕書名
 逐次刊行物書名 (団体記入と共に用いられる)
 A S A 式の省略書名
 その他の省略法 (書名)
 C O D E N
 著者表示
 関係表示

標 目 試 稿

名称
主団体〔親機関名〕
組織上の区分〔子機関名〕
場所
市
州
国
版表示〔以下省略〕

以上を紹介したのは、各資料それぞれのものについて、情報センターなり中央図書館として記録にとどめておきたいデータ要素は多種多様であることを示しておくためである。これでも決して網羅的とはいえないもので、しかも反面、各区分における重複・重畳は避けられないことを明らかにしたかったからである。このアヴラム報告は、後に MARC を準備する際の核心になったことは想像に難くない。

要素を分類し、定義しておくことの必要

何故、ここに言う“書誌的要素”なり、データ要素を列挙して、個々に定義をつけておく必要があるのか。端的に言えば、それを明らかにさせておけば、図書についての記録を作成するにあたり、それぞれの要素やその細区分、(亜目, 末節, Subfield) を確実に把握し、それぞれきめられた位置、順序通りに記入してゆき、あるいはそれぞれ該当する名札をつけてゆく作業を的確にする為である、と言えよう。しかしそういう名札をつけてゆくのは何に役立つのであろうか。どんな場合にそれが便利になるのであろうか。

ここでも私は、アヴラム女史の言葉を引用しておきたい。女史自身は“これでも決して網羅的とはいえないが”と断っているが、ごく一部分、一般的の項目だけを紹介しておく。

1. 出力〔例えば検索の結果を表に打ち出してゆく場合〕の際に特定の必要項目だけを選び出すなり、捨ててゆくため。例えば「新受入リスト」を、必要とする場合には、著者・書名・請求番号・出版事項が必要とされるであろうが、貸出延滞通知の作成のためなら、著者・書名・請求番号だけで十分であろう。
2. 特別のリストなりを作成するには、それぞれの要素を希望通りの順序にならべることがある。抄録誌なり弘報出版物のうちには、書名が著者名よりも先

にあったり、その逆のものもある。抄録、索引誌などの雑誌論文の掲載個所を示すデータなど、巻・号数、頁、年月日等まちまちの順序で行なわれている。個々の要素に名札をつけておきさえすれば、如何様な排列にでも編集することが出来る。

3. それぞれのデータ要素を、自動的組版の際に、特別の活字体に指定することが出来る。(ゴチ、イタリック、その他)
4. 著者索引、件名索引などを作成したり、その他にも、著者・件名・分類・国語・年代その他で全記録を排列してゆくことも出来る。
5. 著者が同一の場合には、更にその次に書名によって順序をきめるといふ具合に、キメのこまかい第二次排列作業を実施することも出来る。
6. 入力データを編集する為に、例えばある種のデータだけについて有効検査、すなわち記録中に、“特定の要素がありや、なしや” でテストすることが出来る。
7. 個々の要素だけをとり出し、その部分だけを変更することが出来る。逐次刊行物などの場合、出版者、出版地、番号、刊行頻度などだけの変更される例が多いので、この能力は重要である。¹²⁾

この部分的引用(女史はこれに引きつづきさきに紹介した各要素毎についての理由を延々と列挙している)だけからも理解されるように、その意図は巨大なる宇宙頭脳の設計である。それぞれの出力データがどの程度に要求され、また活用され得るのかはあまり念頭においていない。それらのことは、作成してみたらうで、使用者達がきめてくれる、とでも思っているのかもしれない。比喩としては適当でないかもしれないが、純粋科学者達がよく口にする“役立つか否かは別問題、可能性の限界を”というのと相通ずる感がある。

一つの著作が作られ、それらが出版物(資料)として成立するまでには、沢山の人の寄与が積み重ねられている。その資料の論じている内容まで分析してゆくのは避けるとしても、個人著者からはじめて、多くの協力者、協力機関、その表現言語、場所、時など、またその資料の外面的・物質的特徴をあげてゆくとき際限がない。それらのいづれもが、場合によっては、検索体系の中から、資料をとり出す際のアクセス・ポイント(鍵、標目)になり得ることは、B. C. Vickery なども指摘している通りである。しかしながら、入力、出力、維持、管理それぞ

れの場合の容量(能力),とも考えあわせ,どこまで,利用者側の要求に沿うように体系を設計しておくこと——これを私は簡単に,目録方針の確立と呼んでいるが——が先行しないと,実際上の効果は期待されない。ここに言う,目録方針の確立の為には,更にまた,組織的に計画・立案された調査(特に利用調査,利用者調査)だとか,能率研究が前提になることは明らかである。

アメリカも現在では事情が変化しているが,電算機に巨大なデータを蓄積しておくことは無償であると考える時代は去った。補助金・奨励金というものは,何時かは打切られるものであることを考えると,当然“利用要求に見合う”という前提での能率性研究,または“優先順位づけ”ということが考えられてくるのである。その意味で,キルガー氏の,OC LCが行なったような,実際的なアプローチが必要とされるのである。

IFLAの活動,国際書誌調整(ICCP, ISBD, UBC)

世界にたった一つの,あるいはまた一国にたった一つだけ存在する書誌情報機関としてはこれだけの要素をことごとく蓄積しておくことも意義のあることであろう。しかしそれも,必要に応じ任意の順序・組合せでとりだすことが出来るようになっていなければ,死蔵となってしまうことを銘記しておくべきである。

1969年にIFLAの総会がコペンハーゲンで開かれた際に,IMCE(目録専門家の国際会議,日本からは国立国会図書館の小田泰正氏出席)という会合が持たれた。前述のAVRAM女史も委員の一人となったが,事務長A. J. Wells, Michael Gorman等によって更に次のステップが採られたことは周知のことである。国際標準書誌記述といった訳語でよりも,むしろISBDなる略称でよく知られている。

ISBDの主たる目的の一つとして,1961年にパリで国際的の意見一致を見た,ICCP(目録原則国際会議)の“おぼえ書”⁽¹³⁾の趣旨を更に前進させるということが銘記されていることは重要である。ICCPの“おぼえ書”にとってかわるものではなくて,それを補ってゆくものである。そのことは,図書館などの目録,その他の書目で排列する際の手がかりとすべき標目のこと,トレーシングには全然触れていないこと,からも自明である。

にもかかわらず,ISBDは非常に幅広い(欲張ったと見る人もあろう)目的,適用範囲を意図しているが為に,主目的の方がぼけて理解されている。そのおそれがあったからこそ,常に“ISBDの目的と範囲をハッキリ

と理解して頂くことが重要である”と“まえがき”に繰り返しているのである。“図書館での蔵書目録だけに限らず,出版目録,到着資料リストであろうが,また国境や国語の差違を超えて,書誌情報に關しての国際伝達手段として使える”ように設計されているのである。出版物について明細書を作成するにあたり,どれだけの要素が必要の可能性を持つかを示してくれている。しかしそれぞれの要素を全部が全部記録するというわけではない。資料によってはその要素を持たないこともあろうし,またあったとしても,記録の必要を認めない機関もあろう。そのような場合にも,国際性を持たせる(国語が異なっても識別可能にする)為に,記録してゆく順序は守ってゆき,何を省略しているかも容易に判断出来るように,句読点の使い方を規定しているのである。

最初には単行書(シリーズ中のもも含む)について勧告提案をし,次にISBD(S)逐次刊行物用を発表,更に図書(の)の全国登録制(NSBN),国際登録制などにも発展,ISBNとか国際的逐次刊行物データ・システム(ISDS)の誕生にまでゆくが,ここではそこまでは触れない。ただISBDが相当大規模な書誌情報機関の為に,また機械可読の形式に転換可能ということも考慮して考察されたものであることを付言しておき,先に紹介したB. C. ヴィッカーリーの22項目との比較をしながら紹介しておく。

さきの表のA~C個人名,団体名,地名は,関係者(relator)によって,著者,編者,・・・,出版者,印刷者等と結びつけられるので,ISBDの要素の中にも当然出現するが,それは何も“標目”とするという意識での列挙ではない。ISBDでは要素列挙は,“書名並びに著者表示”ではじまり,その書名は,本書名,平行書名(新しく定義した語で,本書名を他の言語で表わしたもの,となっている。翻訳書名はその一例),その他の書名と分け,それに引きつづき著者表示をするようになっている。これらのそれぞれが,標目に採用されることはあるが,ここではあくまでも,記載・記述の一部として列挙してある。(標目,トレーシングについてはICCPの“おぼえ書”によるわけである。)これはさきの表のD)書名に相当し,そのあとは,Qまでの要素はほぼ網羅しているといえる。ただグループにまとめる方法に差があるので,“関連した著作”E,“書誌事項”L,などは独立した要素としてあげていない。その代りに,“出版事項”“注記”といった要素が加わっている。また“附属資料”“叢書表示”“製本”(Wの一部)が区分されている。^{(15),(16)}

ICCP の“おぼえ書”による標目の設定、いうまでもなく、これは“各資料に対し最少限一つは記入を作り”¹⁷⁾ (“おぼえ書” 3.1 参照、以下同) と言っていることから判るように、複数記入を認めている。ただそれだけでなく“目録の機能をより効果的にするため”に複数記入を奨励する姿勢なのである。(“おぼえ書”5)

二つ以上の記入を作るに際し、基本記入と副出記入を考えることは(4.1) 反対票なしに承認されたことである。今ここでその是非を討議する余裕はないが、印刷カードが普及した時点で既に“基本と副出記入の区別を必要ありや”の議論は登場したことを指摘しておきたい。¹⁸⁾

“おぼえ書”は、標目として、何を考えているのか。2の“目録の機能”を見ると明らかである。検索道具(いわゆる資料の、ファインディング・リスト)としての役割と、書誌としてのそれを次の如くに表現している。

2.1 その図書館がある特定の図書(資料)を持っているか。この場合その特定の図書とは、a 著者と書名によって、b 著者が記載されていない場合には書名のみで、c 著者名も書名もどちらも、その図書の識別に不適当である場合にはそれ以外の別な、書名に代わる語で特徴づけられるものである。¹⁹⁾

2.2 その図書館は、a 特定著者の著作としてはどんなものを、b 特定著作のどんな版を所蔵しているか？

検索道具としての役割を主眼とした2.1に着目してみると、大体さきに紹介したヴィツカリーの列挙リストのA—Dにつきると言えよう。

A 個人名	3.21; 3.22; 3.23; 3.24;
B 団体名	9.1; 10-; 10.32
C 国名	9.44; 9.5
D 書名	3.25; 7.1; 10.31;
	11.1-; 11.2-; 11.3; 11.5

その他に、統一標目(8.2)、統一書名標目(11.31; 11.4; 11.5)、それに本稿注19)で紹介した形式標目(代用書名標目)ともいうべきものがある。

勿論、利用者からの要求は年々歳々と多様化してきているので、“特定期間に刊行された資料のリスト”“色刷りの挿絵を持った・・・”“文庫本以下の大きさの・・・”“定価1万円以上の・・・”“ホットントット語で書かれた・・・”“三方金(製本)の・・・”といった注文がないとはいえないかもしれない。しかしそれは、特定の主

題なり、著者・著作に限定してからのことであって、全蔵書についてそのような情報提供をすることはないと思う。たとえあったとしても、一々それに対応することを考慮に入れて、目録システムを設計する必要はあるまい。たとえ資料が特定著作の特定の版に限定された場合でも、あまりにも特殊な細部記述をしておくことは無駄におわることが多い。ISBD でいくつかのデータ要素のもとに“この要素を記載する、しないかは任意である”と断っており、順序は守ること、句読法(称略した場合の“・・・”だとか区分の終了に対し“・—”, 区分内でのつなぎとして“=” “/”を正確に規定してある)を重視しているのは、その無駄を避けるためでもある。

私は極端な例といえるかもしれないが、ある学術図書館で、資料の記述に際し、カード面に対照事項を省略している例を知っている。見れば容易にわかることなので、利用者にいつでも資料そのものを提供出来るという自信を持っているのであったならば、そのやり方も一つの見識であるといえよう。

II. 日本における標目の考え方について

昭和初期において、我が国では、著者主記入論対書名主記入論の論争が華麗に展開されたことは、よく知られている。そのうち加藤宗厚氏の所論は、「喜寿記念、図書館関係論文集」1971の259-297頁に再録されているので、一読に値する。そこに述べられていることは、そこで設定されている条件、前提の下でいづれも納得出来る主張である。戦後派の図書館人の一人として私自身も、安定性²⁰⁾、識別能力、国際性といった理由から、“著者名を主とした記入論”の信奉者である。しかしそれは理論として信奉するのではなくて、あくまでも実際のものとしての信奉である。その点では、加藤氏から反対論者の一人としてきめつけられている、南論造氏の所論と紙一重なかもしれない。参考のために、当時の落合重信氏の「書名主記入論」は日本図書館研究会で複製発行されていることを紹介しておく。

図書館目録規則(案)について

本稿では、私は、日本図書館研究会・整理技術研究グループが多年にわたり、熱心に検討を続けてこられた「図書館目録規則(案)」²¹⁾について紹介し、そこでの問題点をとりあげ、日本目録規則1965年版と対比させてみることにする。²²⁾

この規則(案)は、図書検索のためのカード目録(個別

目録を主とするが、辞書体目録に適用することをさまたげない) 編成の為の記入を作成するためのものである。

それぞれの図書館で、繰り込んでゆく際の完成品としてのカードとしては、Ia, Ib 図にみられる如くに、従来のカードと大差はない。特にあげれば、標目と記述の間にインデクションがないこと、叢書名が版表示に引き続きあること、出版地が省略されていること、内容注記に、コロン記号を導入したこと位である。

但しユニットカードとして、配布するのは記述の部分だけにして、他は必要に応じて、それぞれの図書館で追加記入すれば良いという、所謂“記述独立方式”ともいうべき原則にのっとった規則である。この他に、“標目未記入印刷カード”といった考え方もあるが、ここでは論じない。著者の同定をするのに、漢字を必要としないような図書館であれば、仮名書きなり、ローマ字化された形で標目指示をしておけば、それが標目指示の記録(トレーシング)となる。

二つの例について、印刷カードを作成して、II a, II b, III a, III b として示しておいたが、いずれも、副出、分

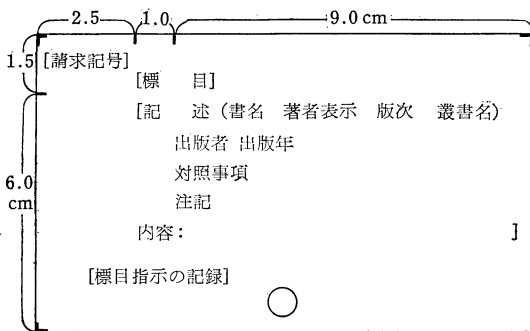
出なりして、作成しなければならない。この事例に関する限り、必要とする記入の数は同数とみて良い。

第5回整理技術全国会議が日本図書館協会で昭和50年3月20日に行なわれた際、発言したことに関連して、日本図書館研究会・整理技術グループの方から意見を求められ、私は7月3日に“素朴な疑問”という意味で次の様に書いたことがある。

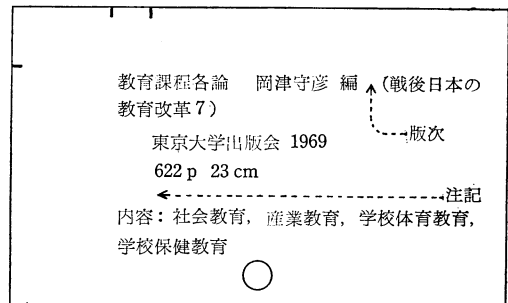
私は原則としては、独立と言うか、分離というか、分業して作業を行なうことには賛成なのです。しかしそれは、カッターなどより以前の C. C. Jewett が彼の規則13条で言っているような意味であります。

“資料についての明細(標題以下……、ここでは記述と読みかえても可)がこれまでの規則(1—12条)に従って書かれたら、こんどはその上に、標目を書き入れる。

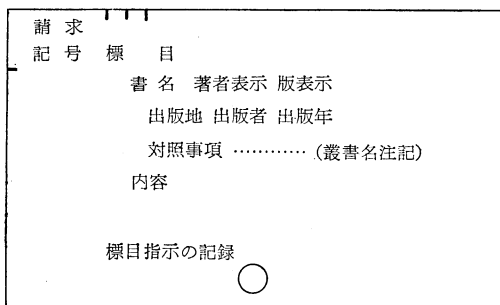
この標目というのは、その音順でなり、字順で、目録の中に繰り込まれ、その資料を探し出す時の手がかりになるもので、普通は、その著者の姓名で、お国読みの形式をとる。



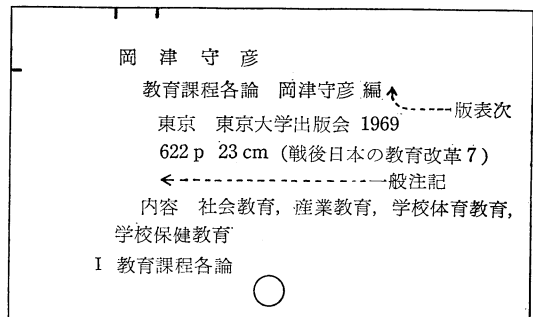
Ia 図書館目録規則(案)



II a 図書館目録規則(案)(ユニット・カード)



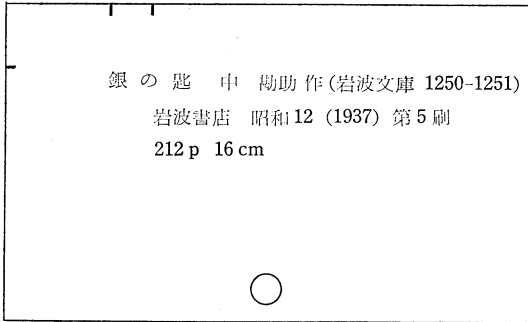
Ib 日本目録規則1965年版(三段式)



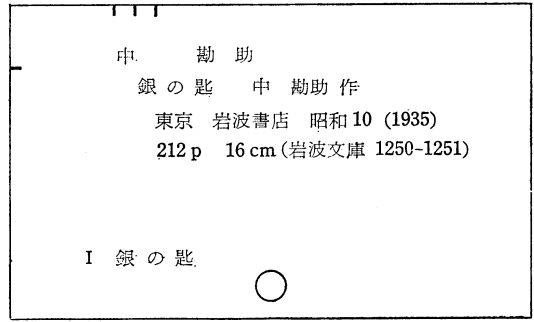
II b 日本目録規則1965年版(三段式)

但し、岡津守彦を実質的の編さん者とみなした場合

標 目 試 稿



III a 図書館目録規則 (案)
但し、叢書名、番号を必要とみなした場合



III b 日本目録規則 1965年版
但し、叢書名・番号を必要とみなした場合

英語 (ラテン) アルファベットでは精確に表現出来ない場合には、最も信頼できる英語の参考図書で用いられている形式をとる。・・・”

私は何も、120年もの間、文献の世界が無風状態で過ぎてきたものだとは思いません。Cutter が目録の目的を定義した頃に較べて、主題というものが、如何に複合化してきているか、また団体著者と、著者の所属機関といったものまでが、探索の重要な鍵となってきたか、を、無視はしたくありません。日本目録規則 1965年版の不備な点はいろいろとあると思います。しかしそれをつきとめてゆき、その点を変更して使いやすいものにしてゆく努力が、全国書誌調整にあたるものの責任だと思っています。標目の設定という難問題はあとにして、機械的に標準化出来る記述だけをいくら電算機に入力していても、無駄でないかと思ひます。資料に接近してゆこうとする人達が、著者名、書名ともに知っているか、それともどちらか片方だけしか知らない、両方とも知らないという割合はどうか？ 知っているつもりでも、不正確な記憶で役に立たなかったのはどんな割合か？ 第一線の公共図書館、国立図書館、学術・研究図書館の場合、その配分はどう違ってくるかを調べるなり、考えることなしに、安易な規則作りはしない方がよいと思っております。

独立方式は、それなりに存在理由は大きいと思ひます。この方式による作業の能率化、またある程度の蔵書数の図書館では、それからまた文献寿命が短い分野の専門学術図書館などで、著者の詮索なぞにはかまっておられず、一日も早く、標目未記載のままでも排列してくれという要望もありましょう。相当数の図書館が、この方式を採用しつつあるということは、存在意義があるからと

も見られましょう。²³⁾・・・記入作成を一冊単位にするのは何故か？ 一括記入を例外的に行なうというのは、どのような場合か？ 出版地を省く理由？ 特に記載する必要がある場合には、日本目録規則なり、I S B D の順序に一致させるわけにいかないのか？ “冠称を有する書名は、冠称を含んだかたちで標目とする” というのはどんな理由か、ただ機械的に処理出来るという意味だけであろうか？

志保田、山田両氏のこれに対する解答は非常に行きとどいた、丁寧なものであった。しかしいくつかの点で言葉のゆき違いがあることは認めざるを得ない。たとえば、私は“標目未記載のまま排列しておく必要もあろう”と考えているのに対し、両氏は“・・・そのようなことは、自他共にあり得ない。”と考えておられる。私の言うのは、たとえば無著者名著などを、著者名が判明するまでは標目未記載のカードを仮に繰り込んでおくことや、非常に特殊な、特に新しい主題分野で、無名の新人が活発に価値ある発表をされてゆくことや、3、4人以上の共同研究の成果発表のことを頭に浮べての想定であったが、両氏は“たてまえ論”理論としての解答である。出版地についても、日本の出版物については大部分が東京であるから、東京の出版社の場合は省略するという考え方なら、既に日本図書館協会もその出版物の一部に採用している位で了解出来ます。しかし“省略する”のではなく、“記載しない”のであるから、たとえ出版地を特に必要とする場合にも、I S B D や日本目録規則にあわすわけにはいかない、という解答は私にとっては、あまりにも“たてまえ論”的な感じにしか受けとれない。「図書館目録規則 (案)」での標目の選び方。

これは第4章 74～90 で規定しているが、件名標目、

分類標目は本稿の対象外として書名標目、著者標目について列挙してゆくと次の如くなる。

- 79 目録カード上に記載された書名は原則としてすべて標目
- 80 冠称を有する書名は、冠称を含んだかたちで標目とする。ただし冠称を除いた部分を標目とすることができる。(昭和50年6月補正)
- 81 別書名は標目とする。
- 82 副書名によって知られる図書に関しては副書名をも標目とする。
- 83 講座、合集、叢書等の総合書名は標目とする。ただし、主題の限定されない・・・
前項の図書における各巻の書名は標目とする。ただし、独立性のとほしいもの・・・
- 84 合刻書、合綴書の個々の書名または著作名は、多岐にわたらない限り、すべて標目とする。
- 86 目録カード上に記載された著者〔著者(狭義)、談話者など〕、編者、翻案者、改作者、脚色者等はすべて標目とする。(36条参照)(6月補正)
- 87 訳者、注釈者、評釈者、校注者、訓点者、解説者、さし絵画家、監修者(38条、ただし書参照)等は、必要に応じて標目とする。(6月補正)
- 88 団体は前2条にならって標目とする。(6月補正)
- 89 件名目録をそなえていない場合、著者目録に人名件名・・・(6月補正)

これだけ標目を作成することが可能ならば、現在日本目録規則に従って各図書館が作成しているカード目録による検索よりも、探索の可能性は大となることは私も確信している。しかし私が心配するのは実務の面からの“こんなに沢山の標目から記入をそれぞれ作成しておくことが可能であろうか”なのである。もっとも86~88については、第3章記述の著者表示各則35の“単独および2人の著者は著者表示として記載する。3人以上の著者がある場合は代表者一人を記載し、代表者がいない場合は、図書上最初に記載された者一人を記載する。・・・「等」と記載する”が利いてくるので、あまり多岐にわたる副出標目は一応ふせいである。

日本目録規則 1965年版との比較

“目録に対する期待、要求、目録の評価の調査をしないで、どうして設計しようとするのか”これは私自身目録規則改正に関係していた頃、いつも反問されたことである。自分等では、思考の上での実験を何回か繰り返して、

それらを類推しながら進めているつもりでも、決してそれが充分なものではなかったこと、また他人に対して説得力を持っていなかったことも、十分に承知している。

しかし、ここで調査というのは、何も、ユネスコや、アメリカ図書館協会(A.L.A.)で行なう^{24),25)}ような大々的なものでなくてもよいと思う。他人の実施した知見を、もとにして、妥当な推察を加えながら行なえば、ささやかな調査、ミニ実験でも良いのではないかと。

目録の費用と利用され方 (MacQuarrie 報告と Maltby 報告)

私はその意味で、費用計算、目録利用の際のアクセス・ポイントに何を選ぶかの調査で、何か流用出来るものはないか、と探してみた。費用計算のデータとしては、C. MacQuarrie²⁶⁾の報告を選んだ。彼が1960年5~6月に、カリフォルニア州で実施した、6大学図書館での比較データは次の様であった。目録に要した費用は1冊あたりでは、3.14~4.88弗、1部当りでは3.42~8.26弗、更に装備の為に1冊当り、0.11~0.91弗を要している。年間受入の多い(14,942部)大学図書館が、コスト高になっていることはいうまでもない。23の公共図書館での調査は、1冊当りの費用調査、しかも注文、受入、目録、装備ひっくるめて0.47~5.19弗となっている。蔵書12,000から267万までの範囲、年間目録数2,000~252,908である。興味ある点は23館中著者記号を使用していない図書館11館、一部(たとえば、文学、伝記のみ)にしか用いていないのが6館ということである。1冊あたり最高5.19弗を示しているのは一番小さくて、著者記号を使っていない図書館である。そしてこの館は一部当りの経費だとか、専門職の司書がどの位の時間をかけているかについては答えていない館である。

目録作業だけについての費用は一部当りで出されているが、0.82~7.41弗で、ここには大体、大図書館程多く費用を要しているという傾向がうかがわれる。

しかしそれにしても、それぞれの格差の大であることには驚ろかれることであろう。日本でこの種の調査をした場合には、これよりも幅のせまい範囲におさまるかもしれない。しかしそれがどう評価されるかは、問題がある。

目録はどういう使われ方をしているのか?

日本には、“図書館にどんな目録をそなえつけているか”の調査は屢々行なわれているが、利用され方の調査は

すくない。ALAの行なった Catalog Use Study (1958) は Vaclav Mostecky の解説とあわせ読むと、特に不成功例の分析などは良い参考になるが、ここでは英国の A. Maltby が実施した *U.K. Catalogue Use Survey 1973* (Library Association) のデータを示しておこう。この調査は 36 館の参加を得て、実施されたものであるが、利用者に直接“目録をひくにあたり、何を手がかりに探しますか”と聞いている。著者名、書名、主題でというのがほぼ同一の割合で答えられている。

しかし、実際に目録をひいているところで、チェックしてみたら、次の様な結果が出ている。

	総計	国立	大学 図	工科 大	単科 大	一公共図一 市部 郡部	
著者名	1554	93	614	164	261	356	66
書名	468		137	87	111	125	8
件名 (主題)	781		203	175	139	233	31
人数*	1914	93	682	274	319	470	76

同一人が、著者名からも、書名からもと重複して探すことがあるので、合計が人数に一致しない。館種を通しての総計を、人数総計で割ると、80%が著者名で、25%が書名で、41%が主題からのアプローチをしていることがわかる。勿論この数字はそのまま受けとられると困る。ウェールズ国立図書館での利用者93人は使いたくとも著者目録以外はそなえつけてないので、使えなかったのである。

英国においては、書名からのアプローチは著者名からのそれに比べ半分以下であることは確かである。日本では、日本語の特徴からみて、主題分野によっては、また蔵書のサイズによっては書名目録が主題目録の代替物として用いられることがあるので、両方の数字を加えたとしても、著者名からひく場合よりも少いのである。

実験 I 古典を求める場合

既に評価のきまった、いわば古典ともいわれる著作の出版物を目録にとった場合には、図書館目録規則(案)は簡素化に役立つであろうか。

従来のやり方(日本目録規則1965年版)と比較して、記入数(主標目、副標目)はどうなるかを数えあげる。即ち記入数が、作成、繰り込み、検索の際の労力を代表

すると仮定する。

サンプルとして選んだ図書(資料)

出来るだけ、無作為に、しかもどこの図書館でも所蔵していると想像される著作を選ぶために、私は岩波文庫よりの、「100冊の本」を手がかりにすることにした。それは何も岩波文庫本そのものが、どこの図書館にもある、という意味ではなくて、著作群のモデルを設定する為である。1961年に、臼井吉見から渡辺一夫まで15人の選者で、また1975年に内田義彦から吉川幸次郎まで15人の選者によって選ばれた百選で、2回とも選ばれた図書をサンプルとすることにした。

2回とも選者をつとめたのは、鶴見俊輔、中野好夫、丸山真男の3氏であった。選考過程は各委員のそれぞれの100選を集計した結果をもとに、ある程度以上たとえば5票以上、6票以上という著作が主とはなっているが、しかし最後の3~40点は1票でも入ったものを対象に、小委員会が更に厳選して決定したものであるという。

2回とも選ばれた図書は、日本、中国の図書20点(方丈記、万葉集、論語・・・)その他の翻訳書22点(ソクラテスの弁明、ロウソクの科学・・・)計42点であった。この中には、昆虫記の如く20冊からなるものも、樋口一葉の「にぎりえ・たけくらべ」の如くに合刻物もあるが、モデル図書群として適切と考えた。

この42(20+22)点の図書に対し、図書館目録規則(案)に従って記入を作成すると、336の記入が必要とされる。それは一冊単位で記入を作成する方針であることと、サンプル中に、昆虫記、ジャン・クリストフ、戦争と平和、万葉集といった多冊物が含まれているからである。この重複は、同規則(案)9節の除外例により、一括記入の方式をとると相当減じて、137記入ですむようになる。しかしこの数も、日本目録規則1965年版に従って記入作成した場合に比べて5~10記入多い。それは、萩原朔太郎詩集、斎藤茂吉歌集の場合は著者標目原則で、著者・書名目録を編成する場合には、書名を副出する必要が無いにもかかわらず、同規則(案)79、86で、総て書名を、著者を標目とするからである。また「折たく柴の記」の前に「自筆本」とある場合、80により「自筆本 折たく柴の記」で記入を作り、更に「折たく柴の記」をも標目にせざるを得ない。「フランクリン自伝」「シュリーマン自伝」でもそれぞれ記入が余計に必要となる。

それ以外の増加例は87の“必要に応じて”と許容規定になっている解説者からの副出用標目である。ただしこれは、日本目録規則の場合でも“3標目”での「協力

者」を広く出版物に対して解釈して、解説者名から副出することもあろう。条文の中に「解説者、さし絵画家、監修者等」と銘記されていると、副出される場合が多くなるといえよう。勿論それだけ、アクセス・ポイントが多くなることは結構で、その方が蔵書量のあまり多くない図書館に役立つ場合も多いことであろう。しかしこの余分の記入を作ることは、「果して、利用価値と見あうかどうか」を慎重に考慮してきめるべきであろう。B. C. ヴィツカリーは、出版物の成立に関連しての特徴（主題関連以外の特徴の意）のうち、どれから検索出来るように索引しておくべきかの選択について、次のように言っている。「この選択は、第一に目録作成の方針（どのような利用者要求に応えようとしているか）そして次に館側の能力（その作業にどれだけ手間と金を費やし得るか）によって左右される」。²⁷⁾

C. A. カッターの「一般利用者の便利さは常に優先的に考えられなければならない。目録系の都合などは二の次である」と言い「ただし、両方は大抵の場合一致するものである。」とばかりきめこんではおられなくなったといえよう。「こういった標目からも副出しておけば、参照を出しておけば、誰かが、何時かは使うことがあるであろう。」といった安易な考え方が、印刷カードの便利さを無反省に採り入れてしまい、参照カードですますべき場合にも副出カードを使い、カード目録を動きのとれない、動脈硬化症におとし入れ、目録不信論を、1930年代のアメリカ図書館界にひきおこしたことを忘れてはならない。このことは大容量の電算機を導入して、情報蓄積や、情報検索が行なわれる時代にも言えることである。²⁸⁾

実験 II 新刊書を求める場合

日本の最新刊の図書を対象にした場合、図書館目録規則（案）は簡素化に役立つであろうか。

調査方法、仮定はIの場合と同様。

サンプルとして選んだ図書（資料）は朝日新聞「出版案内」（新刊・既刊）で紹介された資料のうち、定期刊行物を除いたもの。このリストは、広告費も低廉ですむため、出版社側にも好評、網羅性・最新性で読者にとっても便利である。No. 24（昭和50年9月18日）とNo. 27（10月9日）を用いた。²⁹⁾（下表参照）

実験Iの項で述べた、解説者、監修者から余分な記入が生ずる可能性もあるが、「協力者」の解釈にもよるので、ここでは問わないことにする。その他30は、著者2名以上12、翻訳書16、注釈書1、監修者2名のもの1となっている。

これら171点のうち、図書館目録規則（案）の方がより多くの記入を作成してしまうであろうと想像されるものは、次の通りである。

- 現代英語学辞典 石橋幸太郎他
- 新釈古今和歌集 松田武夫
- 画集渡辺文平 渡辺文平
- 現代和英英和会計税務法律用語辞典第3版
- 現代ビジネス英語大辞典第2版
- 対談集精力舌論 中山千夏 矢崎泰久
- 新版連結財務諸表入門 伊藤勝夫
- 改訂発変電工学演習 六角英通他
- 新版経済原論 千種義人他

更に以下のものも、記入が多くなるが、それらは、冠

区 分	点 数			1人の著作（除翻訳）			日本目録規則 書名記入のもの			そ の 他		
	No. 24	27*	計	24	27*	計	24	27*	計	24	27*	計
辞書・事典	2	4	6	0	0	0	2	4	6	0	0	0
文学・芸術	14	10	24	7	3	10	4	3	7	3	4	7
人文・社会	31	42	73	18	26	44	9	7	16	4	9	13
科学・工業	15	12	27	6	5	11	4	6	10	5	1	6
家庭・趣味	26	15	41	20	10	30	4	4	7	2	2	4
計	88	83	171	51	44	95	23	23	46	14	16	30
%			100			55.5			27			17.5

* この欄の数字は、No. 24 と重複した図書は差引いてある数字である。

この171点のうち1人の著作95点（55.5%）、日本目録規則によっても書名記入となり、編著者名から副出されるものは46点（27%）である。

標 目 試 稿

称を除いた部分を標目とした副出はある程度件名目録の代用とも考えられるので、図書館によっては、例えば件名・主題目録を備えていないような図書館には、有効な重複といえよう。また日本目録規則 90 の注 (1) “書名の一部であるものは書名として記載し、割書または文字の大小等は記載にあたって考慮しない。”に該当すると、目録係が見做した場合には、同じことになるので、図書館目録規則 (案) の弱点とはいえない。

教材「人格主義労働法」の理念 孫田秀春
教材日本の労務管理——理論編 南岩男
目で見える聖書の世界 馬場嘉市
目で見えるサツキの作り方 月刊さつき
実証研究日本の経営 清水竜瑩
正しい切手の集め方 魚木五夫
近世以降武家家訓の研究 近藤齊
図説西洋経済史 角山栄編

反対に現行規則による場合の方が記入が多く必要となるのは如何なる場合であろうか。八木・青野・町田・坂井建築の構造計算を例に考えてみよう。現行規則 102 は “4人以上のときは最初の一人または標目となったおもな著者だけを記載し、角括弧に入れて「等」と補記する”となっている。図書館目録規則 (案) 35 では “3人以上の著者がある場合は代表者一人を記載し、代表者がいない場合は図書上最初に記載された者一人を記載する。前項の場合、著者名のあとに「等」と記載する”としているので、この場合は記入数は同じことになる。但し3人の場合で、目録係が3(2)人まで標目必要と認めた場合、現行規則の方が余分の記入を必要とすることは明らかである。ここでのサンプルの中には、“千種義人他”に類する出版物は、人文・社会の部門で3点、科学・工学の部門で4点がある。資料自体について詳細検討しないと明言出来ないが、これらについては、現行規則による場合の方が記入は多くなるかもしれない。また次の点は、それぞれ2記入宛多く必要となる。

西洋教育史 渡辺・木下・江藤編著
社会教育 吉田・岡本・宇佐川編著

171 点のサンプルについて、図書館目録規則 (案) の方が確実に余計の記入を要すると思われるのが 91、日本目録規則による場合が余計に記入を必要とする場合は $5+x$ である。 $+x$ というのは、“千種義人他”に類する資料7点の中に、3人で共同執筆し、責任者といったものがなかった場合を考慮してである。

この実験 II、新刊書を対象とした場合の結論は出せない。それぞれの想定をした上で、ある程度の傾向を類推することは出来ても、有意差を見出すためには、情報不足と言うべきであろう。³⁰⁾

その他に、現行規則 50 諸版の条項はよく批判される条項である。私共以前からの目録規則に慣れているもの、資料の成立に関係しての特徴を示す要素を重視するものには、“・・・または抜粋、抄録版および絵入版等の標目の決定は、原著と同じように扱う。(副出：必要な編者等)”はごく自然に受けとれて、“朝日新聞元旦号でみる朝日新聞80年”、“朝日ジャーナル 大学の庭 アサヒジャーナル編集部編”などは適切な実例と感じられるのであるが、既に何人かの目録研究家から、疑問視されている例である。サンプル中、家庭・趣味の部門にある、“月刊さつき 目で見えるサツキの作り方”はその1例であろう。図書館目録規則 (案) の場合には、おそらく“月刊さつき”という記入は作らないですますことであろう。

日本の図書館における目録の役割

日本図書館協会は、昭和39年、昭和47年と2回にわたり「図書の整理」に関する総合的な実態調査を行なっている。それぞれ、詳細な報告は「現代の図書館」に掲載されているが、^{31), 32)}最近の調査の原票を見る機会を得たので、それぞれの館が何種類の目録を整備しているかを数えあげてみた。

原調査は非常に広範な範囲の調査であったが、私はごく大ざっぱな傾向だけでも把握したかったので、蔵書4万以上の公共図書館、20万以上の大学図書館だけに限定してみた。

調査事項で、目録の種類として説明しているのは、事務用、利用者向けを問わず、シェルフリスト(書架目録)、著者目録、著者・書名目録、分類目録、件名目録、辞書体目録、その他について有無をチェックするようになっているので、20万以上の蔵書を持つ大学図書館(学部図書館、研究所図書館でも20万以上の蔵書を持つものも含む)で目録なし、とは理解に苦しむのであるが、遺憾ながらそれが実状である。公共図書館の場合は、蔵書1万以上4万未満の332館中27館は目録なしと回答している。

勿論、備えつけている種類が多いことが必ずしも良き検索、良き奉仕に結びつかないことは当然である。A館は、書架目録(主として事務用)と辞書体目録2種のみと答えて、B館は書架目録(事務用)、著者目録(洋書)、

公共図書館	館数	受入 (平均)	目録作成種類数				
			なし	1	2	3	4~
蔵書4万~	138	9.6%	0	11	21	42	63
10万~	42	4.7	0	0	4	13	25
20万~	21	3.5	0	0	0	7	14
大学図書館 約20万~*	67	1~10	1	1	1	13	51

* 約20万と断わったのは、他の調査目的にもそわすために、特に、東京芸術大学(199,349)日本女子大学(197,878)をも加えて調査したため。

書目録(和書)、分類目録(重出なし、利用者用)4種と答えてきた場合、私としては、むしろ2種備えつけの方が利用者にとって親切なシステムではないか、と考える。両者の比較は更に“検索され得ない資料の割合”、“検索に要する平均時間”を調査して行なはなければならない。ある図書館は、書架目録、分類目録(重出なし)、著者目録、著者・書名目録、書名目録、件名目録、辞書体目録、その他の特別ファイルなどを備えている。これは、もしもそれぞれのファイルに全資料が代表されているのであれば、図書館側は、非常に大きな犠牲を払っていることになる。そうでないとすれば、利用者が検索するにあたり、何重もの苦労を払はねばならない。なるべく種類のすくない目録に統合してゆかなければならない。

このデータからだけ推論するわけではなく、逐刊物調査に対する回答、図書記号使用の有無、整理担当人員の数なども併せ考えると、日本の図書館では閲覧目録は、まだ利用者の為の道具となっていない図書館が相当ある。³³⁾ I S B Dの普及に呼応して、標目の条項にまでも大改正を加えようとする日本と、記述関係の条項のみを改定してゆこうとする、英米³⁴⁾とに、国語なり、国情からなりどれ程の局地的差違があるかを考えたりする必要がある。また利用調査なども、A. Maltby が英国で1973年に行なったような規模でも行なって、それから得られたデータを、実務に反映させてゆく姿勢こそ大切なのである。

結びにかえて

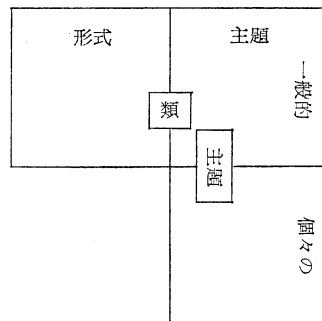
私は冒頭に、キルガー氏に教えられた、と述べた。しかしそれは何も“書かれた形そのもので Identify してゆくより解釈仕様はないであろう”という卒直な意見そ

のものに教えられた、という意味ではない。J. R. Blanchard 氏とキルガー氏、加藤宗厚氏と私、みなそれぞれ、日本語の特殊性に対して持つ認識は異なることであろう。しかしそれでも、利用者の要求というものに焦点をあてて考えてゆくと、一つの実用的な解決点に到達し得るということを知られたのである。そしてその為には、枝葉末節の細部にわたらない、大数観察的の要求調査、経費計算が下敷きになるべきことを知ったのである。

キルガー氏が Ohio College Library Center の仕事をすすめてゆかれた経過に、私はその典型的な一例、ソフィスティケートではなく、あくまで実地的な進め方を見たのである。³⁵⁾

- 1) Lehmann-Haupt, Hellmut, and others *The book in America; a history of the making, the selling, and the collecting of books in the United States.* New York, Bowker, 1939. 453 p.
Miller, William. *The book industry.* (A report of the Public Library Inquiry) New York, Columbia Univ. Press, 1949. p. 4-5.
- 2) *The Cambridge history of American literature.* New York, Putnam's, [1917—1921] 4 v.
- 3) Murra, Katharine Oliver. 最新完全全国書誌の概念の発展に関する覚書(ユネスコ/米国民議会図書館書誌調査 書誌サーヴィス その現況と改善の可能性 国立国会図書館受入整理部訳 附録) [1951] p. 34 f.
- 4) Cutter, Charles Ammi. *Rules for a dictionary catalog.* 4th ed., rewritten. 1904. p. 17 f.

富士山だとか、夏目漱石という個々の主題は、類でないことは自明である。国名などは大いの場合、個々の主題と考えた方が便利であるが、特定の目的(見地)では類になるから、注意。



- 5) Cutter, *op. cit.*, 180 辞書体目録にあっては、件名記入など作成しても役に立たないような図書(資料)もある。特定の主題を持たない資料もあれば、いくつかの主題の類にも属さないようなものもあるからである。
この条項は日本では成熟せずに、日本独特の件名目録、形式件名重視とも言われるものが上野図書館などで発達してゆくこととなった。
- 6) なおその他に、図書館側の処理能力をも考慮に入れるべきことを主張する人もいる。しかし、ここでは人的能力からくる制約については考えないで論をすすめることにする。
カッターの“利用者、公衆の便宜というものは常に、目録係がやりやすいから、といった動機づけよりも優先的に考えられなければならない。大抵の場合は、両方は一致するものであるが。”をここでは支持しておこう。
- 7) 堀内郁子 “MARC Project その背景と概要,” *Library and information science*, no. 6, 1968, 07, p. 27-38.
MARC とは Machine-readable Catalog の略であるので、機械可読目録と訳しておいたが、正しくは“機械が識別し得る目録”の意で、識別・拾い出した結果を打出すなり、映像化したものを、人間が読みとるのである。
- 8) Hopkins, Jndith. “The Ohio College Library Center,” *Library resources and technical services*, vol. 17, no. 3, summer 1973, p. 308-319.
OCLC の発達はそのだけのことではなく、MARC 以前の記入、参加館の蔵書の記録までが蓄積されてゆき、次第に、活用範囲を広げていったことも忘れてはならない。また Ohio 州の援助、連邦政府の税法上の優遇などにめぐまれ、端末機使用料を比較的 low (年額 3000 円) におさえられてきたことも成功の理由であろう。
- 9) Heisenberg, Werner. *Das Naturbild der heutigen Physik*. Hamburg, Rowhlt, 1955. p. 15 f.
- 10) Vickery, B. C. “Bibliographic description, arrangement and retrieval,” *Journal of documentation*, vol. 24, no. 1, 1968, p. 1-15.
Vickery, B. C. *Bibliographic Description <Techniques of Information Retrieval>*. London, Butterworths, 1970. p. 68-69.
- 11) Avram, Henriette D. and Curran, Ann T. *The identification of data elements in bibliographic records: final report of the special project on data elements for the subcommittee on machine input records (SC-2) of the Sectional Committee on Library Work and Documentation (Z-39) of the United States of America Standards Institute [i. e. Association ?], 1967. 1 v. (various pagings).*
- 12) *ibid.*, III—1 f.
- 13) IFLA. *Statement of principles adopted at the international conference on cataloguing principles*. Paris, October, 1961. Annotated [definitive] edition with commentary and examples by Eva Verona assisted by Franz Georg Kaltwasser, P. R. Lewis [and] Roger Pierrot. London, 1971. 119 p. 25 cm. ISBN 0903043009.
- 14) 中村初雄. “IFLA 目録原則国際会議,” *図書館雑誌*, 56巻, 5号, 1962-05, p. 256-264.
- 15) IFLA. *International Standard Bibliographic Description*. London, 1971. 30 p.
- 16) IFLA. 国際標準書誌記述 *現代の図書館*, 10巻, 3号, 1972, p. 98-122.
- 17) ここで“各資料”というのは何も図書一冊一冊という意味ではない。セット物の場合には3冊であろうが20冊であろうが一資料と考えている。
- 18) たとえば内容細目注記などがくわしくて、何枚かの続きカードを持つような場合には、たとえ印刷カードが無料であったとしても副出記入にもその何枚かの続きカード全部を用いるという図書館はないであろう。“完全な、よりくわしい情報は・・・を参照せよ”といった指示はどこかで必要になるのである。
主と副、基本と副出記入という表現に不自然さを感じることは、私も理解出来ないわけではないが、“各資料に対し最少限一つは記入を作り”(3.1)のその最少限の第一番目の記入を基本記入と考え、それ以外の記入(3.2-)を副出記入と考えれば実地的である。
電算機による、全データ要素打ち出し可能の現在でも、その成果(表なり映像)を読んでゆくのには人であることを考えれば、同様のことが言えるのである。
- 19) “それ以外の別な”という言葉は、あとの 11.6 で多数国間条約などの例でみられるような、形式標目、グループ標目、代用書名(substitute title)等のことである。1961年の IFLA-ICCP の会議では、“おぼえ書”の他にも一連の決議をしているが、その中の決議 IV (A) (2) (c) では“著作の形式・性格を反映させるような便宜的な標目を用いて、グループにしておいた方がよいと思われる出版物のカテゴリーを列挙したリストの作成”をうたっていた。ブルガリア目録規則(1962)、フランス目録規則(1963)はこれを活用している。日本目録規則 1965 §44 が多数国間の条約を、条約名を標目としているが、それは 11.6 を無視したわけではない。11.6 は“もしも、それらの出版物[に関する情報、記入]を目録中一個所にまとめておくことが願望されている場合”の許容規程であって、その条約自体の名称の下に記入を作ることは結構なのである。

- 多国籍間条約以外にも“……一個所にまとめておく……”に該当する出版物のカテゴリーとしては、記念論文集、売りたて目録、芝居びら、ポスター等が予想されていたが、フランス目録規則の中に、“Mélanges”, “Traité”(単数形), “Vente”, “Coutume”その他が用いられた程度である。
- 20) ここにいう安定性とは、あまり容易に変更されないという意味と、記憶が不確実であっても、参考図書などを使いこなして、確認し得る可能性大ということの意味している。
- 21) 図書館目録規則(案). *図書館界*, vol. 26, no. 4, 1974. 12, p. 109-117.
志保田勢, 山田伸枝. “図書館目録規則(案)への質問にお答えして,” *図書館界*, vol. 27, no. 1, 1975. 08, p. 16-23.
- 22) 日本図書館協会・目録委員会で検討中の「標目未記載方式」の目録規則案にも同じ問題点あり。日本図書館協会整理技術全国会議(第5回昭和50年3月20日)議事録. 東京, 1950. 65 p.
- 23) この方式を採用している図書館は、いずれも利用者の要望を理解して、目録を編成しているものとは限らない。
- 24) *The International Standardization of Library Statistics National Inventory of Library Needs; a special report of Mr. Edwin Castagna, president of the A.L.A. Chicago, A. L. A., 1964-65.* 72 p.
- 25) *Library statistics; a handbook of concepts, definitions, and terminology.* ALA, 1966. 160 p.
- 26) MacQuarrie, C. “Cost survey: cost of ordering, cataloging and preparation in Southern Californian Libraries,” *Library resources and technical services*, vol. 6, no. 4, fall 1962. p. 337-350.
- 27) Vickery, B. C. *Technique of information retrieval.* London, Butterworths, 1970. p. 59.
- 28) 細野公男. “図書館とコンピュータ; 利用者の情報探索行動の本質は変わらない,” *KULIC*(慶應義塾大学研究・情報センター), no. 8, 1975-09, p. 13-15.
入力, 検索のパターンの定型化, プログラミングに, どの位手間がかかり, 質問はそれぞれどの位の頻度で繰り返し繰り返し行なわれるか見透しをつけて設計しておかないと, 非常に経費高のものになるか, それとも“くずの山”だけしか出力しない巨大な怪物となってしまう。
- 29) このサンプルの選び方自身にも, 且つまた個々の資料そのものに, あたらないで考察を下すことも問題と見る“理論家”もあろう。
- 30) 当然予想されていたような, “情報不足からくる裁定困難”にもかかわらず, このような実験を行ない, その経過を報告したのにはいろいろの意味がある。
1. 更に拡大したサンプルで, しかも改善された方法で, 実験・調査が行なわれてゆくのを勧めるため。
2. 図書館での調査, 特に個人差の生じやすい判断が加わる場合, その誤差範囲は相当大であることを知って頂くため。
- 31) 「図書の整理」に関する調査報告. *現代の図書館*, 3巻, 3号, 1965. 09 p. 146-159.
- 32) 「図書の整理」に関する調査報告. *現代の図書館*, 11巻, 2号, 1973. 06 p. 55 f.
- 33) これは何も, 日本だけにみられる現象ではないようである。目録を作成する側の人は, 利用者からあまり離れていると, 机上の推理から, 形式的な体系作りになりがちである。アメリカで公共図書館用の作業規準ともいべき *Public library service: a guide to evaluation, with minimum standards.* ALA, 1956 は “資料の組織や調整のやり方は利用者の要求の状況によって異なる。[それに応じて考えよ]” と抽象的な言い方ですませているのは, 目録係が拘り定規に規定を解釈しだすと, 使い物にならない複雑・巨大なシステムになってしまうおそれがあったからであろう。この規準ではあきतरなくて, 各州で独自の規準を作成しているところでも, 例えばカリフォルニア州では, “分類・目録は最新の奉仕が出来る範囲なるべく簡単に”, インディアナ州では, “資料購入費総額の10%を超えないこと”, ニュー・ハンプシャー, ヴァージニア両州では, “図書館は必ず著者, 書名, 件名からの記入を持たねばならず, 5000冊以上所蔵の図書館は, 更にシエルフリストを持つこと”, ヴァーモント州では, “蔵書2000冊まではシエルフリストが適当, それ以上では更に著者目録を, 5000冊以上では辞書体目録を” とごく大ざっぱにしか規定していない。
- 34) Tate, Elizabeth E. “Descriptive cataloger's guide to the revised rules of description,” U. S. Library of Congress. *Information Bulletin*, vol. 33, no. 31, 1974-08-02, p. A-162-A-666.
Tate, Elizabeth E. AACR (1967) 改訂第6章の手引, 高鷲忠美, 坂本博訳. *図書館雑誌*, 69巻, 8号, 1975, p. 392-396.
- 25) OCLC (オハイオ大学図書館センター) の紹介は既に「ドクメンテーション研究」vol. 24, no 5, 1974, p. 179-183. に森田一子氏が現地報告を発表しておられるので, ここにはその成立の事情と, 経営上の面からの素描を行ない, 実際の企画者であるキルガー氏のアプローチを紹介しておく。
オハイオ大学協会は, それぞれの大学の図書館に於ける, 資料整理に要する費用(総経費は勿論のこと, 一部当り単価まで)が激増してゆくのに対し, 電算機導入を必至と考え, 1967年にOCLCを設立した。

オハイオ州にある州立、私立の 50 余の大学の学長等は、大部以前から、相互協力によって、単価の増に対し、歯止めをかけられるものと信じて、いくつかのメーカーに、電算機導入の企画をたてさせた。

それらの企画のどれを採用すべきかを検討する 2 人委員会の中にキルガー氏が選ばれた。委員会は、“どの企画も、オハイオ州の場合には適当でない。”と拒否し、キルガー氏自身がシステム設計、開発から運営までしてゆくことになった。

最初の約一年間は、議会図書館の MARC だけを頼りに、オフラインで、参加図書館にそれぞれの図書の書誌記録を提供していた。これが大した奉仕にならなかったことはすぐにわかった。MARC による記録は、英語資料のみで、しかもテープ配布が開始されたのは 1968 年末からで、あまり多数ではなく、しかもその 6 割以上は、大学図書館には無縁のものである。各大学図書館が、MARC テープを買ったりしないで済むという点では相互協力の実をあげたと言えるが、オフラインで、時間がかかりすぎるので評判はよくなかった。

1971 年度には、オンラインで、参加図書館を結ぶことにした。また必要に応じ、議会図書館の総合目録、参加図書館の蔵書の記録も入力してゆき、現在では、100 万部を超えるデータを蓄積している。

参加館のターミナルには、スクリーン、キーボード、変復調装置（モデム）があり、L. C. 番号でも、著者姓、書名の最初の 3 字（例えば William J. Grace の *Response to literature* ならば gra, あるいは 書名の初語（冠詞以外）の 3 字と、次の語の頭文字（例えば *Influence of librarians in liberal arts colleges* ……ならば inf, o, l, i）で呼び出せることになっている。それらが、既に蓄積されている 100 万部の中にあれば、スクリーン上の映像の中から選び出し、またその映像に変更・追加（出版事項、対照事項、著者記号などは専門職司書でなくともよい）を指示しておけば、センターはその通りのカードを所要枚数、しかもそれぞれファイルの種類毎に順序をつけて、定期的を送ってくれる。

蓄積の中になければ、勿論専門職司書が作業して新しい記録を作るわけであるが、それはそのままセンターの記録としても蓄積されてゆくのである。このようにして、その新規に目録作業をしなければならない割合は次第に減少してゆく。

このセンターが総合目録としても役立つことは容易に想像出来るよう。以前、コンバスにあった地域書誌センターも現在は参加、会員になっている。

OCLC はオハイオ州で、非営利団体として許可された法人であるが、1973 年初頭に、総会は定款変更を行ない、オハイオ州の非学術図書館も参加

出来るようにし、Internal Revenue Code（内国税法）501 条（C）（3）による、所得税免除の適用を受けるようになった。更に 1973 年 3 月には、オハイオ州以外の図書館にも経常的に奉仕を提供出来るように定款変更を行なった。1974 年秋現在で州外の 10 図書館と契約を結んでいる。設立当時の会員館 50 館が、現在は約 90 館の参加となっている。

新しい事業計画としては、その他に、逐次刊行物の調整（1974 以降）、遠距離での目録利用と貸出調整、主題による検索（1975 以降）を予定している。Council on Library Resources のニュース（1975-07）は、収書の為のサブシステムとして、会員図書館間で、“特定の図書が入手されているか、注文中であるかをオンラインで探索出来る”システムの研究の為に、124,250 弗の援助を決定したと伝えている。

会員図書館側の分担金ともいべきものは年間一定の部分と、利用数に応じての流動部分からなる。ターミナル一台の借用料は年間 2000—3000 弗（60—90 万円）で、*Catholic library world*, vol. 44, no. 5, Dec. 1972 に Patricia Lyons が Walsh 大学図書館について報告している記事によると、蔵書 3 万 6 千、年間受入平均 3500 冊の場合で、総額で年間 6000 弗以内ですんでいるという。この館は、カード目録として、著者・人名・書名目録、件名（但し人名件名は除く）目録、基本目録、シエルフリストと 4 種のファイルを編成している。（カード作成料は別途で、平均 1 枚 3.31 仙程度）

最近来日された Bryn-Mawr 女子大学（1880 年認可、1885 年開学の名門校）図書館の C. T. Song 氏はオハイオ州外にあり、OCLC を利用している方であるが、“1975 年現在では、8 割までは、これにたよって目録作業を出来るようになった。すなわち、MARC、全国総合目録、加盟館蔵書目録にも記録されておらず、自館で目録記入を作成しなければならない場合は、5 部に 1 部位の割合に低下してきている。”と述べられた。それからまた、ターミナル一台で都合よく処理出来る範囲は、年間受入、4,000 乃至 12,000 程度の図書館であろうとの、注目すべき発言もされた。

キルガー氏自身は、現在の 100 万部蓄積から更に巨大な蓄積になる場合に、予想される諸問題についていくつかの対策を練っておられるが、“今後、会員図書館の負担が漸増してゆくことは不可避である”ことは十分に認識しておられた。要は、その負担以上のプラスを会員図書館に奉仕してゆくということであろう。前述の Walsh 大学のリオンズ女史は、“まだ、加盟前後についての費用や時間の比較検討を精密にやってみたわけではないが、プラスがはるかに大であることを確信している”と言っている。